

政治参加の意味変容

杉本竜也

はじめに

- 1 政治参加の基本形式
- 2 トクヴェイルの政治思想における政治参加
- 3 ケアという実践と政治
- 4 現代社会における「生活者」
おわりに

はじめに

本研究は、政治参加に関する基礎的な研究を踏まえた上で、トクヴィルの政治思想、ケアの倫理・ケアのデモクラシー論、そして天野正子の「生活者」概念と主婦への注目という三つの政治・社会思想を参考として、政治参加の内容の変化とその本質について考察することを目的としている。

デモクラシーが市民による政治を意味するのであれば、デモクラシーはすべて基本的に参加デモクラシーである。そのため、デモクラシーにおいて政治参加が重要であることに關しては、多くの支持が得られるであろう。しかし、実際のところ、政治参加の姿やそれに対する評価は多様である。すべての選挙に当たって欠かさず投票する人は、褒められることはあるとしても、批判されることはまずない。しかし、どれだけ誠実な思いに基づいていたとしても、暴力を伴った政治参加を行った場合には、厳しく批判されることは珍しくない。つまり、政治参加には、質と程度と内容に關して、「良い政治参加」と「悪い政治参加」が存在することになる。^①

しかし、それ以前に、そもそも現代の日本社会において、政治参加はきわめて低調である。二〇二二年の第四九回衆議院議員総選挙の投票率は五五・九二%であり、政権を選択する選挙であるにもかかわらず、有権者の半数しか投票していない。^② デモなどの直接行動に至っては、二・九%の参加率にとどまるというデータもある。^③ 要するに、現代の日本においては、デモクラシーの必須条件である政治参加が消滅しかかかっていることになる。

その一方で、フェミニズム研究やジェンダー研究の進化に伴って、政治という営みの再検討が進んだことにより、政治参加を議論すること自体が難しくなっている。つまり、これらの研究により、従来のデモクラシー理論が想定し

ていた政治参加は、女性らが排除された政治・社会構造を前提とした、成人男性のみを主体としたものであったことが明らかになっている。そのため、政治参加を巡る議論は、単に人々の参加を促すだけでなく、政治・社会構造全体の再検討も視野に入れたものである必要がある。

本研究では、政治思想・政治哲学の観点から政治参加の意味を考えていく。その基礎となる問題意識はデモクラシーの必要条件である政治参加の活性化の模索であるが、従来からのデモクラシー理論をそのまま依拠するのではなく、政治参加自体の問い直しを行っていききたい。

本研究では、第一に政治参加に関する基本的な理論や概念を把握する。政治参加に関する研究は多数存在しているが、日本の政治学者による研究成果として評価の高い蒲島郁夫のそれを主な材料とする。

第二に、政治参加を求めるデモクラシー理論の源流としてのトクヴィルの政治思想について考察する。彼の政治理論は政治参加に関する基本的公式となっているため、これを研究することは不可欠である。同時に、トクヴィル考える政治参加のあり方が既述のような排他的性格を持っていた点などを批判的に再考する。

第三に、ケアの倫理およびケアのデモクラシー論における参加について考える。ケアの倫理やケアのデモクラシー論はトクヴィルのな政治思想の対極に位置する政治思想であり、これを批判的に見直すにあたって重要な役割を果たすことになる。ケアの倫理やケアのデモクラシー論における参加を考える際に重要なことは、ケアが直接的に狭義の政治⁴に関連する実践ではないということである。むしろ、ケアという実践の多くは、狭義の政治が介在しない領域で行われていることが重要になる。

第四に検討するのは、天野正子による「生活者」論から考える政治参加である。天野が注目するのは、近代以降の

政治理論においても、またそれへの批判理論としての性格を持つフェミニズムからも見落とされてきた主婦という存在である。彼女は、主婦について考えることを通して、戦後日本社会に生きた市井の人々の生を積極的に評価しようと試みる。主婦という存在を政治思想的に考える意味は、それが基本的に私的領域に属する存在であったことに求められる。主婦はあくまでも私的領域に属しながら、それだからこそ可能な「共」的实践の姿を提示してくれている。

これらの研究を通して、政治や社会、そしてそれらを支える思想の変化に伴って、求められる政治参加のあり方が変化してきたことを明らかにする。そして、政治参加について考える際に必要な視点について考察する。

1 政治参加の基本形式

研究者によって、政治参加という言葉が意味しているものには違いがある。ここでは、政治参加に関しては日本を代表する研究業績をまとめた蒲島郁夫による端的な定義を、まずは提示したい。それによると、政治参加は、「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」^⑤である。さらに蒲島は、サミュエル・ハンティントンとジョアン・ネルソンによる、より詳細な定義を紹介している^⑥。それは、第一に、「政治参加は実際の活動であって、政治的知識、政治的関心、政治的有感などの心理的指向は含まない。これらの政治心理的指向は政治参加と密接に関連はしているものの、まったく同じではない」。第二に、「政治参加とは一般市民の政治活動であり、官僚や政治家やロビイストが職業として行う諸活動は含まれない」。第三に、「政府に影響を及ぼすべく意図された活動に限られ、儀式的な政治参加や、活動の対象が政府ではない、たとえば民間労働者の賃上げ要求のためのストライキなどの諸活

動は政治参加の中に含まれない」。第四に、「政府の意思決定に影響を与えようとする行動であれば、その活動が実際に効果を及ぼしたかどうかに関係なく政治参加の範疇に含まれる」。そして、第五に、「自分自身の意思で行動する自主参加だけでなく、他者によって動員された動員参加も政治参加に含まれる」。いわば、政治参加とは、政治を職業とするような「プロ」による活動ではなく、日常的には狭義の政治の領域には属していない「アマチュア」の活動ということになる。

さらに、蒲島は、シドニー・ヴァーバらの見解に基づき、次のように政治参加の形態をまとめている^①。第一が、投票である。有権者は定期的な選挙を通して、その政治的選好を政策決定者に伝達する。投票は参加コストが少ない割には、投票結果が政治家に対する圧力は大きい。第二の形態が、選挙活動である。これは投票参加以外の選挙運動、たとえば知人らへの投票依頼や献金、選挙運動の手伝いなどがある。選挙活動には、投票より多くの自発性と積極性が必要となる。第三が、地域活動である。これに含まれる政治活動は広範で、選挙や選挙運動、個別接触以外のほとんどの政治活動が該当する。環境運動や平和運動、消費者運動なども、この形態の活動である。集団活動は単一の争点を巡って行われるために政治的情報量が多く、その効果も当初の集団だけでなく、一般的なレベルにまで浸透する。第四が、個別接触である。これは、本人やその家族の便宜を図るために官僚や政治家に接触することである。個別接触での依頼が個人的な事柄であるために、圧力の程度は小さい。また、結果の影響も依頼者個人に限定されているために、その範囲は狭い。しかし、多大な積極性と自発性が必要となる。第五の形態は、暴力である。第一から第四までの形態が合法的な「システム内」の政治参加であるのに対して、暴力は「システム外」の政治参加であり、人間や個人所有の財産に物理的損害を与えることによって政府の決定に影響を及ぼそうとする活動である。具体的には、

クーデタや暗殺、騒乱や革命などがある。これらは政治参加の権利が広く与えられていない政治システムや、そのような権利が与えられていたとしても社会の少数派であり、かつ強い政治的願望を有している人々によって行使される傾向がある。

ただ、蒲島はこれらの形態分類を、二〇二三年の新著で追加と修正を加えている⁽⁸⁾。まず、ロナルド・インゲルハートらの研究を踏まえて、抗議活動が追加されている。抗議活動は、社会的に疎外され、既存の政治システムにアクセスできない少数者が不満を抱くことで発生するものであり、既存の政治制度の正統性に対する挑戦という性格を有し、しばしば暴力が伴う。しかし、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて発生した学生運動や反戦デモを見ると、むしろ教育機会や所得面で恵まれた者が主体となっている。蒲島は、抗議活動を新規に追加しているが、その特徴は従来の分類における暴力と重なる部分が多い。彼があえて暴力と抗議活動を分けているとすれば、これらの間には本質的な違いがあることになる。それは、やはり、抗議活動があくまでも「システム内」の活動であるのに対して、暴力は基本的に「システム外」の活動であるという違いが大きく影響していることが考えられる。

もうひとつの追加は、オンライン活動である。これが他の政治参加の形態と大きく異なっている点は、参加に当たって使用するツールによって定義されていることである。インターネットを使用した政治参加は、参加コストが著しく低く、効率的である⁽⁹⁾。

さて、蒲島は、政治参加を巡る議論を、それを積極的に要求する参加民主主義理論と、ヨーゼフ・シュンペーターに代表される、市民の能力的限界の認識の上に成立するエリート民主主義理論との論争として理解している⁽¹⁰⁾。

参加民主主義理論は、一般の市民には政治社会を維持する能力があるという見解に基づいている。市民革命以来、

デモクラシーを要求する声は市民の能力に対する肯定的な見解に基づいていたが、一九世紀から二〇世紀に現れた大衆デモクラシーの失敗はそのような期待が楽観的に過ぎるものであることを明らかにした。^⑪ここで問題とされるのは、デモクラシーの主体である市民の資質の問題である。

広範な政治参加がデモクラシーの条件であるとしても、すべての市民が善良で有徳である必要はない。そもそも、古代以来のデモクラシーの定義によれば、それは悪しき多数者支配を意味していた。^⑫西洋政治思想史の大半の時代においてデモクラシーにはマイナスのイメージが伴っており、これに肯定的な印象が持たれるようになったのは一九世紀以降のわずかな時に過ぎない。しかし、デモクラシーが市民による政治であるとすれば、それが市民の徳性を問わないとしても、市民の参加は欠くことのできない条件となる。その点で、デモクラシーにおいてより妥当性が認められるのは、シュンペーター的なエリート民主主義理論よりも参加民主主義理論であると評価することができる。

参加民主主義理論を明確に示した代表的な研究者としては、キャロル・ペイトマンが挙げられる。彼女が参加民主主義論の理論的根拠と考えたのが、ジャン＝ジャック・ルソーであった。とりわけ、ペイトマンがルソーの政治思想の中で重視したのが、デモクラシーの持つ教育的効果である。^⑬人々は、デモクラシーにおける経験をを通して、政治や社会に責任を負う個人すなわち市民へと成長することが可能となる。注目すべきは、人間は政治的に完成された状態でデモクラシーに参加する必要はないということである。^⑭つまり、ペイトマンがルソーの政治思想の中に見出しているものは、市民という存在の可能性である。市民とは政治社会に生きる人間が到達する理想状態ではなく、デモクラシーというプロセスを通して成長を実現する過渡的存在を指している。人々は市民になってからデモクラシーに参加するのではなく、デモクラシーに参加していること自体によって市民でいられるのである。

ただ、ペイトマンの政治理論は、ルソーの拡大解釈によって可能になったものだ考えられる。山本圭は、ペイトマンの議論を、第一に国家レベルの代表制をもって民主主義を代表させるのではなく、さまざまな場面での人々の政治参加を促進して、デモクラシーを脱中心化・脱集権化を企図するものと評価している¹⁵。しかし、ルソーの政治思想は市民の政治参加を要求するものであるが、きわめて一体性への志向が強いものである。彼においては、共和国 (République) ・ 政治体 (Corps politique) ・ 国家 (État) ・ 主権者 (Souverain) ・ 国 (Puissance) ・ 人民 (Peuple) ・ 市民 (Citoyens) ・ 臣民 (Sujets) が一体化しており、極度の凝集性に基づいた政治社会が求められている¹⁶。つまり、ルソーの本来の政治思想は、脱中心化・脱集権化とは正反対のベクトルを向いている。

ペイトマンは、特定の意図をもって、ルソーを評価している。それは、デモクラシーにおける直接関与の重要性を強調する視点である。ルソーも、ペイトマンも、デモクラシーにおいて政治のプロセスに特定の何ものかを介在させることに対する忌避感はきわめて強い。それは、そのような媒介が介入することによって、何らかの従属関係が発生する恐れがあるからである¹⁷。そのため、ペイトマンの参加民主主義理論は、市民が直接的な政治主体であることを強く求める政治思想である。

ここまでの議論を踏まえて、蒲島による政治参加の整理を振り返ってみると、大きな違いがあることがわかる。それは、蒲島の整理した政治参加はいずれも、市民が直接的な政治主体ではないことである。投票・選挙活動・地域活動・個別接触・暴力・抗議活動・オンライン活動のいずれも、政治に対して何らかの影響力を行使するための活動であったとしても、直接的な政治の担い手としての活動ではない。つまり、現代の政治学は、政治における主体としての役割よりも、政治のプロセスに影響を及ぼす客体としての役割に注目していることになる。

2 トクヴィルの政治思想における政治参加

デモクラシーを理論的に正当化した政治思想家として評価されているトクヴィルであるが、彼の根底にあるのは、人々がデモクラシーの本質的特徴のために、デモクラシーに必須の政治参加から遠ざかることでデモクラシーが維持できなくなることへの危惧である。トクヴィルのデモクラシー論は、デモクラシー自壊への危機感を背景としているため、政治参加を強調する。

トクヴィルは、デモクラシーの悪しき帰結を見据えた上で、自身のデモクラシー理論を構築している。政治参加の点から問題になるのは、彼がデモクラシーにおいて人々の中に生じるとしている個人主義である。それは『アメリカのデモクラシー』の第二巻で論じられており、第一巻では触れられていない。第一巻の段階ではトクヴィルの中に個人主義の具体的なイメージは理論化されていなかったが、その原型は存在していたように推量される。トクヴィルは、個人主義について、次のように述べている。「個人主義は思慮ある静かな感情であるが、市民を同胞全体から孤立させ、家族と友人と共に片隅に閉じこもる気にさせる。その結果、自分だけの小さな社会をつくって、ともすれば大きな社会のことを忘れてしまう¹⁸⁾」。換言すれば、個人主義は、「権力の側が力と恐怖によって国民を相互関心の網にからめとるまでもなく、民主社会の平等の力学自体の中に、人を孤立させ、相互の連帯を失わしめる自然の傾向性¹⁹⁾」である。つまり、デモクラシーは、個人主義の作用によって、人々の中の紐帯が失われて、自壊するということである。トクヴィルの理論に基づけば、デモクラシーは悪しき帰結すなわち専制を迎えるはずであるにもかかわらず、デモクラシーが進んだアメリカにおいてはそれが見られず、一定の健全性を備えて機能していた。それは、アメリカにお

いては、デモクラシーを徹底させることによって、その悪弊を克服していたからである。トクヴィルはアメリカにおけるさまざまな実践例を挙げているが、特に触れるべきは地方自治と結社である。

しかるに、自由な人民の力が住まうのは地域共同体の中なのである。地域自治の制度が自由にとつてもつ意味は、学問に対する小学校のそれに当たる。この制度によって自由は人民の手の届くところにおかれる。それによって人民は自由の平穏な行使の味を知り、自由の利用に慣れる。地域自治の制度なしでも国民は自由の政府をもつことができる。しかし自由の精神はもてない。束の間の情熱、一時の関心、偶然の状況が国民に独立の外形を与えることはある。だが、社会の内部に押し込められた専制は遅かれ早かれ再び表に現れる。²⁰

トクヴィルにおいて、地方自治の場合は「自由の精神」の教育の場である。右記の文章は一般に「地方自治はデモクラシーの小学校である」という人口に膾炙した表現にまとめられることが多いが、トクヴィルは地方自治と国政を比較して前者が後者に比べて幼稚で劣つたものとしているわけではない。むしろ、デモクラシーにおいて、中央での政治以上に、地方自治は必要不可欠なものとされている。トクヴィルが地方自治を評価した理由は、人々を否応なくデモクラシーの実践に巻き込むからである。デモクラシーがもたらす個人主義は、人々から公共的な実践に参加する意欲を低下させる。だが、アメリカにおける地方自治は、それを許さない。一九世紀前半のアメリカの地方は、ごく小規模な地域共同体しか存在しない。人々は共同体の活動に参加する以外にない。これが、デモクラシーの個人主義に対して有効に機能するのである。トクヴィルは、「地域自治体から力と独立を奪うならば、そこにはもはや被治者し

か認められず、市民はなくなるだろう⁽²¹⁾という。普通の街の自治活動が、市民を養成する。市民は、そこで、「自由の精神」を実践的に学び取っていく。

単独で行動する自由に次いで人間にもつとも自然な自由は、仲間と力を合わせ共同で行動する自由である。だから私には、結社の自由は個人の自由とほとんど同じように、人間の本性から奪いえないように思われる⁽²²⁾。

もうひとつ、トクヴィルが重視しているものが、結社である。結社は、参加する人々の政治的な資質を向上させると同時に相互的な人間関係を通して適度な利己心を養わせ、市民としての能力の涵養と現実的に機能する連帯の育成を可能とするものである⁽²³⁾。トクヴィルは、結社を組織すること、すなわち協同して活動することが、人間の本質的特性に根ざしたものであるという。つまり、人間は本質的に主体的存在であり、それが具現化されたものが結社だということになる。

地方自治と結社はいずれも、それ自体がデモクラシーの主要な要素であると同時に、その作用によつてデモクラシーが本質的に持っている害悪を抑制させる機能を持っている。言い換えれば、市民の主体的かつ自発的な関与によつて、デモクラシーの自壊作用が克服されるということである。そのため、トクヴィルにおいては、政治参加はデモクラシーの第一条件として位置づけられることになる。

もう一点、トクヴィルの政治思想に関して触れておかなければならないことは、彼における政治参加が、あくまでも身近な実践であったということである。地方自治や結社への参加の重要性を再三主張したトクヴィルだが、中央政

府や国政への参加に関してはまったく異なった姿勢を見せている。それがうかがえるのが、一八世紀フランスの知識人に対する批判である。トクヴィルは、一八世紀のフランスでは知識人たちが公的な事柄から遠ざけられていたため、現実的な知識と経験が欠如して、過度の理性重視に陥った。机上の空論だけで、彼ら彼女らは国政に関する無責任の発言を行う。その結末が、フランス革命であった。⁽²⁴⁾そして、彼は、次のようなフランスの格言を引く。「自治(franchise)と自由を求めすぎではならない。ひどい屈従になって戻ってくるから」。⁽²⁵⁾トクヴィルがこの格言を通して伝えようとしたことは、自治という実践すべてを否定することではなく、理論的なことだけに通じて、現実的な経験の裏付けのない人間が関与することの危険性である。トクヴィルの考えに基づけば、ペイトマンが参加民主主義理論の源流と考えたルソーも、否定されることになる。一般意志に基づく一体的な政治共同体を構想したルソーの政治思想は、著しい理念先行型の政治理論だからである。身近な政治参加は、現実的な政治経験を積む場であり、それだからこそデモクラシーに対する実際的な効果を見込むことができるのである。

実は、トクヴィルの政治思想の中核的なテーマは、デモクラシーではなく、自由である。その点において、彼は西洋政治思想史における本流に位置する。トクヴィルの考えでは、デモクラシーは歴史の必然として求めなくても到来するが、デモクラシーは時に自由を毀損する傾向を持ち合わせているため、自由を守るためには意識的にこれを擁護する必要がある。

その点を踏まえて考えるならば、トクヴィルにおける政治参加は、自由の発露としての行動であるということができる。地方自治と結社に共通する要素は、自由な市民による公的実践だということである。政治参加は、デモクラシーの活動である以上に、自由を体現する行為である。ひとりひとりの市民が身近な課題に当事者として取り組むこ

とに、デモクラシーの本質がある。つまり、自由とデモクラシーを結び付けるものが、政治参加であった。

自由の価値を最重視するトクヴィルにとって、自由はまさに人間の条件であった。であるとすれば、政治参加も人間の条件のひとつとなる。しかし、この考えの下では、さまざまな事情によって政治参加がかなわない人間は、結果的に人間としての尊厳すら傷つけられることになる。

3 ケアという実践と政治

ケアの倫理が社会科学にもたらした影響のひとつは、公私の分化の無意味さを指摘したことであった。ケアの倫理はフェミニズム研究から発展したものであるため、そもそも公私の厳密な分離に対して否定的な性格を持っている。しかし、それ以上に、ケアの倫理はケアというものの意味を考えることを通して、公私の分離から社会科学を解放した。フェミニズムが公私分離を否定したといえるならば、ケアの倫理は公私分離を克服したということが出来る。

もともと一般的な意味において、ケアは人類的な活動であり、わたしたちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになすすべての活動を含んでいる。世界とは、わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、生命を維持するための複雑な網の目へと、わたしたちが編みこもうとする、あらゆるものを含んでいる。²⁶

右記のジョアン・トロントによる定義によれば、ケアとは人間のよき生とよき人間社会を実現するためのあらゆる活動を指す。つまり、狭義の政治活動も、身近な人のための家事もともにケアであり、またそれらはいずれも公的な性格も私的な性格も持つことになる。というよりも、ケアは公私を超えた「共」の性格を人間の実践に持ち込んだということが出来る。

ケアが対応しようとするものは、人間の脆弱性 (vulnerability) である。ここで、脆弱性とは、「個人の仕事上や公共生活、家族や治療へのアクセス、環境領域といった非常に異なった領域にわたる生活の弱体化、不安定化、離脱、排除を表現するために、社会的生活のなかに現れたひとつのカテゴリーである。他方、この用語の語源は、肉体的のみならず精神的な傷とも関連している」⁽²⁷⁾。社会科学、たとえば政治学が前提としてきた「社会」は、権力を巡る争いが存在していたとしても、ある意味で安定しており、平均的であった。すなわち、政治学のアクターは、慢性的な頭痛に悩まされることも、隣家の騒音に悩まされて不眠になることも、職場の人間関係に悩むことも、失業の不安におびえることもない。しかし、現実の人間の頭の中は、むしろこれらの不安に占められている。ケアの倫理が注意を払うのは、かつての社会科学では些末なこととされ、時には低劣なものとして蔑視されてきた、これらの日常の苦しみである。そして、ケアの倫理では、これらの脆弱性に注目することによって、ケアという人間の実践の中に「共」的性格を見出すのである⁽²⁸⁾。

トロントは近年、「共にケアすること」(Caring with) を重視するようになって⁽²⁹⁾。これは彼女がケアのフェーズの第五段階においているものであり、第一段階の「気づかうこと」(Caring about)、第二段階の「面倒をみること」(Caring for)、第三段階の「ケアする」(Care-giving)、第四段階の「ケアを受け取る」(Care-receiving) の後に

置かれるものである。⁽³⁰⁾「共にケアすること」の特徴は「連帯性」(solidarity)であり、トロントはこれを「多元性」(plurality)・「コミュニケーション」(communication)・「信頼」(trust)・「尊敬」(respect)という言葉で説明している。⁽³¹⁾ここからうかがえることは、トロントによるケアの概念がケアする側からケアされる側への一方向的なものではないということである。ケアは、ケアする側とケアされる側との相互的な関係性の内部で行われる一体的な活動である。本来あるべきケアは、ケアする側とケアされる側の区別を無意味化するのである。

ケアの倫理に基づくデモクラシー社会における政治参加は、ケアという言葉で表現されるものとなるだろう。ケアの概念を突き詰めると、近代政治思想が前提としてきた公私の分離どころか、自他の分離すなわち個人の確立すら無意味化することになる。その点で、ケアの倫理やそれに基づくケアのデモクラシー論は、非・政治的であり、ある部分では反・政治的でもある。ケアの倫理は、近現代政治理論に解体的な自己検証と再検討を求めているのである。

繰り返しになるが、ケアのデモクラシー論における政治参加は、ケアという形で現れる。というよりも、そこにおける政治参加は、すべてケアと定義される。これは何か特別な行為がケアになるというのではなく、それまでケアとは無関係だとされていたものが、ケアという性格を持つことになる。そのような価値転換が起こった世界における政治は、もはやかつての政治の姿を取り得ないのである。

4 現代社会における「生活者」

「生活者」は、大正・昭和以降の日本において生み出された概念であり、西洋における市民とは異なる意味合いを

持つ。しかし、この語は現在まで決まったイメージを確立しないまま、さまざまな場面で使用されている。³²⁾

「生活者」に関する詳細な研究を行った天野正子によれば、この語を最初に使用したのは一九二六年に雑誌『生活者』を創刊した作家の倉田百三である。³³⁾そこでの「生活者」は脱世俗的な求道者であった。そこから始まり、第一に第二次世界大戦中の戦時体制から戦後の窮乏期に至る時代の生活文化論（三木清、新居格、今和次郎、鶴見俊輔、花森安治、溝上泰子など）、第二に高度成長期からバブル経済崩壊後までの時期に至る消費社会論（大熊信行、堤清二、福原義春など）、第三に新しい社会運動としての市民運動（ベトナムに平和を！市民連合）や生活者運動（生活クラブ生協）、第四に二一世紀型社会像の提示（広井良典）や「自分流儀」の生活者論（内山節）を経て、現在に至っている。ここからわかることは、社会や経済状況の大きな変化の中で、「生活者」という概念もさまざまな理解がなされてきたということである。これらの議論を受けて、天野自身は、次のように「生活者」を定義している。「生活者とは、①自らの生活を、生産（労働）や消費、廃棄、政治までも切り離すことなく総体として把握し、そこでの問題解決にむけて取り組む主体であり、②その生活様式を選択をグローバルな視点から点検し、日常生活の再編を持続的に試みる人びとをさしている」³⁴⁾。

トクヴィルのような政治思想と「生活者」を巡る思想が異なっている点は、日常生活をはじめとする私的領域に対する評価である。トクヴィルの場合は公的領域への私的要素の侵入に対して公的実践を一層強化すること、すなわち公的実践としての政治参加を重視することによって、社会の適正化を試みた。ここでは、私的要素に対して、公的要素が絶対的な優位に置かれている。これに対して、「生活者」の思想は、日常生活を軽視せず、むしろそれによって政治を適正化することを目指している。それは、政治が市井の人々から遊離していくことに対して、日常生活での

営みを政治に反映させることによって、自らのものへと取り戻すことを目指しているのである。

他方、「生活者」の思想とケアの倫理は類似している。いずれも日常生活（ケアの倫理の場合はこれをケアと呼ぶ）を基盤に置き、それを基準に社会や政治の再構成を試みる。重要なことは、経済に対する考え方である。この点に関しては、「生活者」の思想よりも、ケアの倫理の方が経済に対して厳しい見方をしているように考えられる。既述の通り、「生活者」の思想の中には、堤清二（西武セゾングループ）や福原義春（資生堂）といった大企業経営者による社会論も含まれている。彼らは積極的な文化活動を展開し、現代の消費社会に対して含蓄に富んだ見解を表明したが、その軸足はあくまでも企業経営にあり、資本主義に対する根本的な批判はできない立場にあった。「生活者」の思想には、これらの考えも包含していた。これに対して、ケアの倫理が批判の対象としているのは、一九九〇年代以降に極端な拡大を遂げた資本主義経済であり、それを理論的に正当化している新自由主義である。ケアの倫理によれば、過剰な資本主義と新自由主義は日常生活の破壊を通して人間の生全体を破壊するものであるため、これを容認することはできない。ケアの倫理は社会主義・共産主義的な立場を取るものではないが、現在の資本主義に対してはきわめて批判的である。

さて、ここで考えたいのが、戦後日本社会における主婦という存在である。⁽³⁵⁾ 主婦は、多くの男性政治思想家によつて形成された近現代の政治思想では、まったく無視された存在であった。狭義の公的領域のみを対象としてきた近現代の政治思想とすれば、その範囲外にいる主婦は検討の対象にはなり得なかった。それだけでなく、フェミニズムにおいても、主婦は解放の対象から漏れてしまった。上野千鶴子もいうように、マルクス主義フェミニズムの最大の功績は、「家事労働」(domestic labor) 概念の発見であった。これによつて、女性は、自らの権利を主張する「理論

的な武器」を手に入れた³⁶。すなわち、家事労働も賃金の支払いを受けるに値する労働であるにもかかわらず、無償労働として扱われており、家事労働の発見はその不当性を主張する根拠をもたらした。しかし、現実には大多数の主婦は従来からの家事労働に従事したままであり、「理論的な武器」を現実を使用した例は少なかった。結果的に、主婦は、家父長制と資本主義の結び付きを支える存在であり続けた。そのため、マルクス主義フェミニズムの理論展開においては、このような主婦の存在に対する十分な呼びかけは行われなかったように思われる。

天野もまた、無批判に主婦の現状を肯定したのではない。彼女は、少なからぬ日本の主婦がジェンダー規範からの脱出すること（脱主婦化）によって、欧米モデルに基づく解放モデルとは異なる日本独自のオルタナティブなフェミニズムを提起したことを評価する³⁷。ここで具体例として示されるのが、生活クラブ生協（生活クラブ）である。生活クラブは、一九六五年に牛乳の共同購入から始まった。これが他の宅配購入サービスと異なっているのは、班配送（グループ配送）が存在することである。これは近所の人々や友人たちと共同で消費財を購入するサービスであり、構成員自身による仕分けや配布といった作業を介在させることによって、構成員を単なるサービス受益者にしないという効果を持つ。また、生活クラブでは、「エッコロ共済」という相互扶助制度が存在する。これは消費財の破損に対する保障だけでなく、生活クラブの活動参加時の託児サポートなどの活動支援、また家事や共同購入の手伝いをしてくれた人へのケア金の支払いを行う制度である。そして、生活クラブの活動は、このような身近な活動から発展して、環境問題をはじめとする社会問題に関して政府に要請するような政治活動にまで拡大している。

生活クラブの活動は、現代のような金銭次第で過剰なまでにサービスを享受することができるとして、あえて構成員の実践を要求するシステムである。現実的にこの活動の主体になり得たのは主婦であった。しかし、天野は、

これを、個人の能動性・自発性のみに基づく、日本という「現場」から発信する「草の根フェミニズム」として評価している。⁽³⁸⁾つまり、主婦が周縁的存在であったからこそ、生活クラブのような実践が可能だったのであり、独自のフェミニズム解釈が可能になった。つまり、生活クラブで見られたような主婦の活動こそ、天野が考える「生活者」としての実践であった。

天野の考察に関して、ロビン・ルブランは、「生活者」の運動が元々はジェンダー中立的（天野の表現では脱主婦化）志向であったにもかかわらず、結果的に実際の運動はジェンダー特定のであると述べている。⁽³⁹⁾そして、主婦であることを証明できない男性に、家庭を中心に考える「生活者」の視点を持つことは難しいと述べる。⁽⁴⁰⁾つまり、その点では、「生活者」の運動は、ジェンダー中立性を実現できなかった、もしくはその実現への途上であるという評価になるだろう。

「生活者」は、既存の政治思想において無化させられていた存在であった。しかし、実際には、性別やジェンダーを問わず、すべての社会の構成員は「生活者」としての性格を有している。本研究で取り上げた天野の研究は「生活者」の実態が特定のジェンダーと結び付いたものであることを明らかにしたが、本来はすべての人間が「生活者」に該当するはずである。そのため、「生活者」という概念が今日の社会科学になしうる貢献は、すべての人間が本質的に周縁性を抱えているという現実を告発する点にあるといえる。

政治参加の点から「生活者」の思想を検討した場合、それは私的領域にとどまる市民の存在を重視する思想だといえることができる。近代以降の政治思想は、大衆デモクラシーに代表されるデモクラシーの形骸化現象に対して、公的領域での実践すなわち狭義の政治参加を強調することによって克服することを目指した。これに対して、「生活者」

の思想は、私的領域での活動を通して、公的領域への有効な働きかけを目指す。つまり、あくまでも、「生活者」の思想は、私的領域の活動なのである。それは、長く課題であったジェンダー中立化（脱主婦化）が実現されたとしても変わらない。そこでは、公私の関係は対等の関係に置かれる。私的領域での活動が、公的領域を動かしていく。

おわりに

政治参加は、デモクラシーの条件である。デモクラシーが市民による政治を意味するのであるならば、政治参加がデモクラシーを規定する重要な条件のひとつであり続けるだろう。しかし、本研究で見てきたように、政治参加のあり方もまた大きく変化し続けている。注意しなければならないのは、政治思想の歴史が教える政治参加のあり方と、現代において主流となっている政治学が考える政治参加の間には、無視できないレベルの相違が存在していることである。

トクヴィルの政治思想においても、ケアの倫理の政治思想においても、そして「生活者」の政治思想においても、政治参加とはひとりひとりの市民が実際に当事者として行動・活動することに重点が置かれていた。これに対して、政治参加の基本公式について述べた際に示したように、現代の政治学における政治参加は客体的である。市民は自身が政治主体になるのではなく、政治に対して影響を与えうる存在にとどまっている。また、その分析対象はその行動のみに限定されており、その政治参加の意味自体は問われていない。その点で、現代政治学による政治参加に関する研究は表層的である。

政治参加のかたちは、政治社会や政治制度の変化に従って変化している。それは、それぞれの社会に生きる人間の姿の変化に対応している。政治学における政治参加研究も、それに呼応したものであることが求められる。

アリストテレスがいう通り、人間は共同性を備えた存在である。人間は何らかの形で他者との関係性を築いて生きていく他ない。政治参加はそのひとつである。政治参加を考えるには、人間学的な視点が必要なのである。

※本研究は、科研費・基盤研究(C)「ケアの倫理による近現代政治理論の「主体性」概念の再検討」(19K01484)によるものである。

参考文献

- 天野正子 『現代「生活者」論 つながる力を育てる社会へ』有志舎、二〇一二年。
- アリストテレス、山本光雄訳 『政治学』岩波文庫、一九六一年。
- ブルジェール、ファビエンス、原山哲／山下りえ子／阿部又一郎訳 『ケアの社会 個人を支える政治』風間書房、二〇一六年。
- Chakraborty, Arnab and Paul Licherman, “Ethnographic Approaches to the Study of Political Participation,” Giugni, Marco and Maria Grasso ed., *The Oxford Handbook of Political Participation*, Oxford: Oxford University Press, 2022, pp. 267-283.
- 蒲島郁夫 『政治参加』東京大学出版会、一九八八年。
- 蒲島郁夫／境家史郎 『政治参加論』東京大学出版会、二〇一三年。
- ルブラン、ロビン、尾内隆之訳 『バイシクル・シティズン 「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房、二〇一二年。
- 松本礼二 『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』東京大学出版会、一九九一年。
- 宮田光雄 『ボンヘッファー 反ナチ抵抗者の生涯と思想』岩波現代文庫、二〇一九年。

小野寺拓也／田野大輔『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか？』岩波書店、二〇二三年。

Pateman, Carole, *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970.

キャロル・ペイトマン、中村敏子訳『社会契約と性契約 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店、二〇一七年。
ルソー、桑原武夫／前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、一九五四年。

櫻田謙悟『失った30年を越えて、挑戦の時 生活者 (SEIKATSUSHU) 共創社会』中央公論新社、二〇二三年。

Tocqueville, Alexis de, *Oeuvres, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 1992. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第二卷（上）、岩波文庫、二〇〇八年。

Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care*, New York: Routledge, 1993.

Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press, 2013.

Tronto, Joan C., *Who Cares?: How to Reshape a Democratic Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 2015. トロント、ジョアン・C、岡野八代訳『ケアするのは誰か？ 新しい民主主義のかたちへ』白澤社、二〇二〇年。

上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、二〇〇九年。

山本圭『現代民主主義 指導者論から熟議・ポピュリズムまで』中公新書、二〇二一年。

総務省「国政選挙の投票率の推移について」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html#)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

連合「多様な社会運動と労働組合に関する意識調査2021」(<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210427.pdf?26>)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

(1) 政治における暴力に対する評価は、きわめて困難である。たとえば、残忍な独裁者が暴力によって排除することの善悪を、暴力の行使という点のみを持って簡単に断罪することはできない。また、どれだけ崇高な理想を掲げていたとしても、無辜の

人々に対する無差別な暴力を伴う政治行動を評価することもできない。この点に関しては、ヒトラー暗殺計画に関係したとされる神学者ディートリヒ・ボンヘッファーの考えを紹介することにとどめたい。ボンヘッファーは、人間が責任ある行動を取るのに当たっては、「罪の引き受け」(Schuldübernahme)の覚悟が不可欠であると考え、「宮田光雄『ボンヘッファー 反ナチ抵抗者の生涯と思想』岩波現代文庫、二〇一九年、二六一―二六四ページ」。つまり、仮に一定の正当性が認められる暴力の行使であったとしても、それは罪責感との精神的葛藤を経て決断されたものでなければならない。

(2) 総務省「国政選挙の投票率の推移について」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html#)
二〇二三年八月二〇日閲覧。

(3) 連合「多様な社会運動と労働組合に関する意識調査2021」(<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210427.pdf#26>)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

(4) 本稿に「狭義の政治」と呼んでいるものは、次のものが該当する。第一に、古代の政治思想や共和主義において求められてきた有徳さを強く求める政治思想やそれに基づいた政治的実践がある。第二に、マキアヴェリに代表される権力主体の政治思想や実際の権力の争奪がある。第三に、社会契約説に代表される権利を基礎とした政治思想とそれに基づいた政治的実践がある。そして、第四に、トクヴィルに代表される市民社会における公的実践を重視する政治思想がある。これらの共通する特徴は、私的領域に対する公的領域の優越を前提として、その公的領域における実践のみを政治的営為として理解している点である。

(5) 蒲島郁夫『政治参加』東京大学出版会、一九八八年、三ページ。

(6) 蒲島『政治参加』、三―四ページ。

(7) 蒲島『政治参加』、七―一ページ。

(8) 蒲島郁夫／境家史郎『政治参加論』東京大学出版会、二〇二三年、九―一ページ。

(9) 蒲島はオンライン活動の参加コストを低いものとしている理由は説明していないが、それはインターネットの匿名性に求められると考えられる。しかしながら、特別な工夫をしていない限り、インターネットでの発信者の特定は可能であり、政治

的自由が制限されているような国などではオンライン活動であるとしても参加コストは高くなる。

- (10) 蒲島『政治参加』、八―四四ページ。
- (11) ナチスの台頭の原因をデモクラシーの失敗に求める見解は根強く存在しており、たとえば蒲島も基本的にはその見解を受け入れている「蒲島『政治参加』、二〇ページ」。しかし、ナチスに関するより専門的な研究によれば、ナチスは必ずしも民主的な環境下で政権を掌握したわけではないことが明らかにされている〔小野寺拓也／田野大輔『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』岩波書店、二〇二三年、二二―二五ページ〕。
- (12) たとえば、アリストテレス、山本光雄訳『政治学』岩波文庫、一九六一年、一三九―一四〇ページ。
- (13) Pateman, Carole, *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970, pp. 24-25.
- (14) 山本圭『現代民主主義 指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中公新書、二〇二二年、一一〇ページ。
- (15) 山本、二二―二五ページ。
- (16) ルソー、桑原武夫／前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、一九五四年、三二ページ。
- (17) フェミニズム研究者であるペイトマンは、契約論者の中に男性を標準モデルとする考え方が存在していることを批判し、特にジョン・ロックを厳しく断じている。他方、ルソーに関しては、同様に社会契約が「性契約」になっていることを批判しながらも、それ以外に関しては好意的な評価を示している〔キャロル・ペイトマン、中村敏子訳『社会契約と性契約 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店、二〇一七年、九三―九五ページ〕。
- (18) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 1992, p. 612. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第二巻(上)、岩波文庫、二〇〇八年、一七五ページ。引用文は、松本礼二による訳文である(以下同様)。
- (19) 松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』東京大学出版会、一九九一年、六七ページ。
- (20) Tocqueville, *Œuvres II*, pp. 65-66. 邦訳第一巻(上) 九七ページ。
- (21) Tocqueville, *Œuvres II*, p. 73. 邦訳第一巻(上) 一〇九ページ。

- (22) Tocqueville, *Œuvres II*, p. 217. 邦訳第一巻(下) 四五―四六ページ。
- (23) Chakraborty, Arnab and Paul Lichterman, “Ethnographic Approaches to the Study of Political Participation,” Giugni, Marco and Maria Grasso ed., *The Oxford Handbook of Political Participation*, Oxford: Oxford University Press, 2022, p. 269.
- (24) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres III, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 2004, pp. 169-171. トクヴィル、小山勉訳『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫、一九九八年、三〇五―三〇九ページ。引用文は、小山勉による訳文である。
- (25) Tocqueville, *Œuvres III*, p. 174. 邦訳三二二ページ。
- (26) Tronto, Joan C., *Who Cares? How to Reshape a Democratic Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 2015, p. 3. トロント、ジョアン・C、岡野八代訳『ケアするのは誰か？ 新しい民主主義のかたち』白澤社、二〇二〇年、二四ページ。引用文は、岡野八代による訳文である。Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care*, New York: Routledge, 1993, p. 103. Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press, 2013, p. 19. トロントの政治思想はその研究の深化に伴って部分的に変化を見せているが、ケアに関するこの定義は表現を変えることなく使用し続けている。
- (27) ブルジュール、ファビエンス、原山哲／山下りえ子／阿部又一郎訳『ケアの社会 個人を支える政治』風間書房、二〇一六年、一一五―一一六ページ。
- (28) 「公」すなわち公共性に関する議論は膨大なものがあり、ここでそれらを取り上げることはできない。だが、ひとつ言えることは、「公」が共同体の構成員によって形成される領域における実践を重視し、その構成員が一定以上の徳性を備えていることを要求する概念だということである。これに対して、「私」は「公」以外の領域、具体的には家庭に代表される領域を指す。古代以来、西洋政治思想においては、このような公私分離を前提として、もっぱら「公」のみに注目して思想を展開してきた。その問題点を指摘したのが、フェミニニズムであった。これに対して、ケアの倫理やケアのデモクラシー論は、ケアの性格を他者との協働が不可欠な実践と理解することによって、新たな「共」の領域を考える。いわば、「共」とは協働に由来

する概念である。

- (29) Tronto, *Caring Democracy*, p. 23.
- (30) Tronto, *Caring Democracy*, pp. 22-23.
- (31) Tronto, *Caring Democracy*, p. 35.
- (32) たとえば、櫻田謙悟『失った30年を越えて、挑戦の時 生活者 (SEIKATSUSHU) 共創社会』中央公論新社、二〇一三年では、経済同友会代表幹事である著者が、経済成長を通して、生活者としての市民と日本社会・日本国家の再生が訴えられている。ここで語られている生活者は、本研究で取り上げる「生活者」とは性格を大きく異にするものである。
- (33) 天野正子『現代「生活者」論 つながる力を育てる社会へ』有志舎、二〇一二年、六一七ページ。
- (34) 天野、九一ページ。
- (35) 二〇一三年時点においては、男性の主夫も珍しくはなくなっている。しかし、戦後の日本社会を考えた場合、いわゆる主婦業の従事者は女性が大半であったと考える。本研究では、その点を考慮して主婦という表現を採用する。
- (36) 上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、二〇〇九年、三八―四八ページ。
- (37) 天野、七五ページ。
- (38) 天野、七九ページ。
- (39) ルブラン、ロビン、尾内隆之訳『バイシクル・シティズン 「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房、二〇一二年、一九九―二〇〇ページ。
- (40) ルブラン、二一一ページ。